

資料 1

障害年金の額改定請求に関する検討会(第4回)

平成25年11月15日

額改定請求の待機期間を要しないこととする対象について

1. 額改定請求の待機期間を要しないこととする対象

(1) 前回の議論で規定が可能であるとされた項目

- ① 両眼の視力の和が 0.04 以下となった場合
- ② 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下となった場合
- ③ 両眼の視野がそれぞれ 5 度以内となった場合
- ④ 両眼の視野がそれぞれ中心 10 度以内におさまるもので、かつ、10 度以内の 8 方向の残存視野の角度の合計が 56 度以下となった場合
- ⑤ 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上になった場合
- ⑥ 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上になった場合
- ⑦ 四肢又は指の切断（再接着手術が行われていない場合に限る）
- ⑧ 四肢又は指の麻痺（完全麻痺に限る）（脳血管障害又は脊髄の器質障害については 6 か月以上継続した場合に限る）
- ⑨ 心臓移植又は人工心臓（補助人工心臓を含む）の使用
- ⑩ 人工透析療法の施行（3 か月以上継続した場合に限る）
- ⑪ 人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した場合（人工肛門については 6 か月以上継続した場合に限る）
- ⑫ 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施した場合（6 か月以上継続した場合に限る）
- ⑬ 人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害状態（カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態）にある場合（6 か月以上継続した場合に限る）
- ⑭ 脳死状態又は遷延性植物状態になった場合（遷延性植物状態については 3 か月以上継続した場合に限る）
- ⑮ 人工呼吸器の装着（1 か月以上常時継続した場合に限る）

(2) 前回の議論で規定が困難であるとされた項目

- ⑯ 白血病等個別の病名によるもの
- ⑰ 胃ろうの造設をした場合
- ⑱ 手術後に状態が悪化したもの
- ⑲ 悪性新生物による終末期の状態にある場合
- ⑳ 悪性新生物について積極的治療は行わず緩和ケアを行っている場合

(3) 引き続き検討が必要な項目

- ㉑ (重症心不全により) CRT、CRT-Dを装着した場合
- ㉒ 一般状態区分才に該当すると判断される場合 (ウ及びエも同様)
- ㉓ 喉頭全摘出手術を施した場合

2. 引き続き検討が必要な項目について

㉑ (重症心不全により) CRT、CRT-Dを装着した場合

【検討事項】

CRT、CRT-Dの装着は必ずしも重症心不全の患者に限らないことについてどう考えるか。

【構成員からの意見】

- 現時点の障害認定ではCRTを装着しただけで2級と認定しているのではなく、心機能、イジェクション・フラクションの値を見ながら2級の認定を行っている。
- 今後、医療の進歩において重症心不全でなくてもCRTやCRT-Dを装着する例が出てくるだろう。医療機器や医学進歩により、いろいろな場合で適用されるのではとの懸念があったので、「重症心不全を呈し」と修正してはどうか。

【対応案】

	案1：重症心不全に限定する	案2：検査数値により限定する	案3：限定を付さない
メリット	重症心不全でない方の請求を除外することができる。	案1よりも判断基準が明確になる。	CRT及びCRT-Dを装着していれば請求可能なため、判断基準として明確である。
デメリット	請求者や窓口において、請求者が重症心不全かどうか判断することは難しいのではないか。	重症心不全の方を特定する適切な検査数値を規定することができるか。また、請求者や窓口において、診断書の検査数値まで確認して請求可能か判断することは難しいのではないか。	上位等級に該当しないケースが含まれるため、その点についての周知が必要ではないか。